

あいしん年金定期「まごころ」預金規定

1. 預入資格

本定期預金は、国民年金・厚生年金、共済年金または企業年金等の受取を既に開始されているお客さま、または当金庫で新たに開始されるお客さま、もしくは年金の受取指定を当金庫へ変更されるお客さまに限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期預金のお預け入れおよびお支払いは、年金の受取を指定している店舗のみのお取り扱いといたします。

3. 預入限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき、1,000万円を限度といたします。

4. 預金種類および預金名義

期間1年のスーパー定期または大口定期（自動継続）を作成いたします。

定期預金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限らせていただきます。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 「預入資格」に該当する年金を本定期預金の預入期間を通じて当金庫で受け取る場合、初回預入日（2年目以降は継続日）に当金庫が店頭に表示しているスーパー定期または大口定期1年ものの基準利率に年0.10%を上乗せした利率を約定利率といたします。

なお、通帳式の場合は、窓口でお預け入れをされた場合に限り、金利が上乗せされます。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、スーパー定期預金の場合はその利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。

① 6ヶ月未満・・・解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満・・・「6.(1)」の約定利率×50%

なお、大口定期預金の場合は、大口定期預金の中途解約利率を適用いたします。

7. 預入期間中に当金庫で年金の受取がなされていない場合の取扱い

(1) 通帳または証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期または大口定期1年ものの当該預金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用いたします。

(2) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、通帳または証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期または大口定期1年ものの基準利率といたします。

8. 本定期預金の担保の取扱い

本定期預金は担保とすることができません。

9. その他

(1) 本定期預金の取扱い、預入限度額、適用利率等について変更する場合があります。

変更日以降は、変更後の内容により取扱いいたします。

(2) 本規定に定めのない事項については、別途定める定期預金等共通規定ならびに自動継続自由金利型定期預金規定(M型または大口定期預金)により取扱いいたします。

以上